

おおさかてんきつうしんだいがく
大阪電気通信大学へようこそ！

このガイドブックは、留学生のみなさんが母国をはなれ日本での生活を送るにあたり少しでも役立つよう作成しました。

日本での生活や、個人的な悩みがある場合は気軽に相談してください。

大阪電気通信大学では、留学生のみなさんが留学目的を達成できるようサポートしていきます。

1. 入国後の手続きについて

空港にて

在留カード

2012年7月9日以降、留学生が成田空港・羽田空港・中部空港および関西空港から入国する場合、入国審査場にて旅券(パスポート)に上陸許可の証印を受けるとともに、在留カードが交付されます。

※他の出入国港から入国する場合は、旅券(パスポート)に上陸許可の証印をし、「在留カード後日交付」と記載されます。

この場合、市区町村の窓口にて住居地の届出(転入手続き)をした後に、出入国在留管理局より在留カードが交付されます。

この在留カードは、みなさんが日本に滞在する間の身分証となりますので、常に携帯していなければなりません。



居住地の市役所ですること

転入届

来日後、住居地を定めてから14日以内に住んでいるところの市役所で住居の届出(転入手続き)をしなければなりません。

●手続きに必要なもの

パスポート、在留カード

「住民票」

市役所で転入手続きを行う際、「住民票」を発行してもらい、学務課・四條畷学務課または国際交流センターへ提出してください。

国民健康保険

日本で1年以上在留する場合、「国民健康保険」に必ず加入しなければなりません。病気や怪我で医療機関で治療を受けた場合、医療費の70%を国(日本)が負担してくれる保険です。



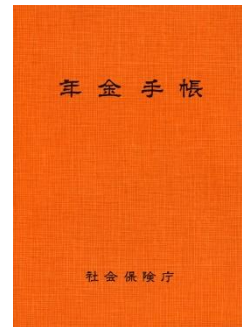
市役所で転入手続きをする際、国民健康保険の加入手続きをしてください。また、加入にあたっては、月々の保険料が必要です。窓口で所得のないことを申告すれば保険料が軽減されます。

- 手続きに必要なもの
パスポート、印鑑

□ 国民年金 □

国民年金は、日本に居住する20歳から60歳までのすべての人が加入することになっています。病気や怪我で高度障害が残った場合や死亡した場合にお金が支給されます。市役所で国民健康保険と同時に加入してください。また、保険料の支払い免除（正規生の場合は学生納付特例、非正規生の場合は一般免除）手続きも行ってください。

- 手続きに必要なもの
パスポート、印鑑



銀行ですること

□ □座の開設 □

公共料金や電話料金などの支払いを自動で引き落としのできるの
で、口座を開設しておく
と便利です。国費留学生・私費留学生学習奨励費受給者は、毎月の奨学金がゆうちょ銀行口座に振り込まれますので、必ず、ゆうちょ銀行の口座を開設してください。

- 手続きに必要なもの
パスポート、印鑑、住民票、学生証



2. 学生生活

勉強について

大阪電気通信大学で授業を受けるには、セメスターごとに履修する授業科目を登録しなければなりません。登録をせずに授業を受けても単位が認定されませんので、注意してください。登録については、履修登録の手引き・学修必携をよく読んで、必ず指定期日に行ってください。

□ グループ担任とは □

入学後、1年次から卒業研究を行うまでの間、学習・生活などについて、指導をしていただく先生をいいます。



□ 指導教員とは □

4年次に進級すると卒業研究（卒業制作）をしなければなりません。各自で研究室とテーマを決めたあとそのテーマに基づき1年間指導をしていただく先生をいいます。卒業研究については学修必携で確認してください。

□ 日本文化特別講座について □

本学では、留学生に向けて「日本文化特別講座」を開催しています。この講座は、みなさんがこれから4年間本学で勉強し、また本国を離れ日本という土地で生活する上で日本の社会・文化をより深く理解してもらうために開いています。毎回専門の先生にお越しいただき、さまざまなテーマについて講義・実技の時間を設けています。

※国際交流特別入試で入学した留学生には、日程・詳細を国際交流センターより案内します。

※一般の私費留学生で参加希望の方は、国際交流センターまでお問い合わせください。

「カルタ大会」



学外見学（京都）



がくひ 学費について

□ 留学生授業料特別減免制度 □

大阪電気通信大学に入学した留学生に対し、授業料特別減免を実施します。

入学後に減免を受ける場合は、申請手続きが必要です。

申請は、年度毎に必要となりますので、期間内に手続きを行ってください。

案内は、OECUメール、掲示等でお知らせします。

本学在学中に学業成績不良・性行不良となったときは、減免が受けられない場合がありますので、注意してください。

入学後の授業料減免申請及び学費納入の流れは以下のとおりです。

授業料減免申請(大阪電気通信大学在学中の年度末1月頃、申請書提出) → 承認 →
授業料納付書の交付(4月上旬)

→ 4月25日までに授業料納入(日本国内の銀行より納入のこと)
※減免された授業料を全納いただきます。

奨学金について

□ 日本政府による奨学金 【国費外国人留学生】 □

●大使館推薦

海外にいる学生が、日本の大学等への留学を希望する場合の奨学金制度です。詳しい内容は、各国の日本大使館にお問い合わせください。

●大学推薦

大阪電気通信大学では特に優秀で奨学金を必要とする学生を推薦することができます。推薦できるのは新たに日本に来て研究生または大学院生として入学を希望する人(大学推薦)か、現在、本学に在学している学部3年生以上、または大学院生(国内採用)です。詳しい内容は、**寝屋川キャンパスの学生は学務課、四條畷キャンパスの学生は四條畷学務課**にお問い合わせください。

□ 日本学生支援機構 【私費外国人留学生学習奨励費】 □

日本学生支援機構の奨学金です。期間は1年間で、成績・経済的な面から学内選考により推薦し**各1名**の採用となっています。

学部生 **48,000**円/月 大学院生 **48,000**円/月

□ その他留学生対象民間団体からの奨学金 □

年度により募集や、採用は異なります。

募集があれば、ホームページや OECU myportal で案内します。

成績発表について

前期・後期の授業終了後に「成績発表」があります。各自成績発表日に学業成績表を受け取って内容を確認してください。成績評価に関する問い合わせは成績発表後、1週間以内となっています。**寝屋川キャンパスの学生は学務課、四條畷キャンパスの学生は四條畷学務課**にお問い合わせください。それ以降の成績評価に関する質問は受付できません。

3. 日常生活

宿舎について

以下は宿舎での生活において大事な事項ですので、しっかり読んで対応してください。

□ 宿舎についての注意事項 □

- 家賃・水光熱費（電気・ガス・水道の料金）は、毎月の支払いを滞納しないこと。転居や退去時はより注意して精算すること。※
- 転居の際は各市区町村において「転居」の届出をし、新たな居住地の「住民票」「在留カード（表裏面）のコピー」「学生個人と連絡の取れる連絡先」を大学に提出すること。
- 宿舎によっては、家具や家電などが備え付けられていることがあります。破損したり、持ち出ししたりしないこと。
- 本学から学生に連絡を取ったとき、3日以上連絡が取れない場合は保証人や父母に通知する必要があることを了解していること。
- 宿舎の退去時に、居室全体の破損、ごみの放置などおよそ入居時と異なる状況であると不動産業者が判断した場合、学生が完全なる原状回復を行うものとし、その目的において約2ヶ月分の家賃借相当額を支払わなければならない場合があることを了解していること。

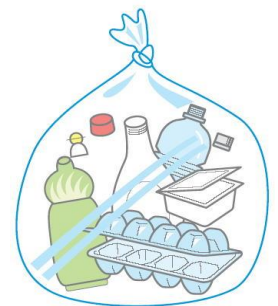
※それぞれの費用の請求書は、みなさんの宿舎へ直接郵送されます。必ず期限内に支払いを済ませること。支払いは、コンビニエンスストア・郵便局・銀行でできます。

夏/春休み等の間に一時帰国や海外旅行をする場合は、その間の家賃・水光熱費の支払いについて事前にルームメイトや友人に依頼し代わりに支払ってもらうなど、各自で責任を持って対処してください。

□ ゴミの出し方 □

日本では、ゴミを焼却する際の 대기汚染の防止や、ゴミのリサイクルのために、ゴミの出し方が厳しく規制されています。ゴミを出すときは以下のことに気をつけてください。

- 透明の袋に入れ、指定された日に決まった場所に出してください。
 - ゴミの分別は市町村によってこととなりますので、住んでいる市を確認してください。
- ※ これらのルールを守らなかった場合、ゴミが回収されず、周りの人の迷惑になりますので、自分の住んでいる地域のゴミ捨て場と、ゴミを出す日を確認し、きちんと分別して捨てましょう。



□ 退去の時（！！卒業・帰国時は特に注意！！） □

宿舎から退去する時は、以下のことに注意してください。

- ・入居中に自分で購入した家具、備品等は最後まで責任を持って処理すること。不用品なども、そのまま部屋に残さず、粗大ゴミへ出すなど各自で処分すること。
- ・退去日までに部屋をきれいに掃除すること。（部屋がひどく汚れていたり、物品の破損等があったりした場合は、別途費用が発生することがあります）
- ・家賃・水光熱費の支払いは、退去日までの分を各自で必ず全て精算すること。

□ 心がけること □

- ・お互いに気持ちよく生活できるように一人一人が決められたルールを守りましょう。
- ・掃除は定期的に行ってください。
- ・郵便ポストも宿舎の部屋の一部です。定期的に清掃してください。
- ・火の取り扱いには十分注意してください。

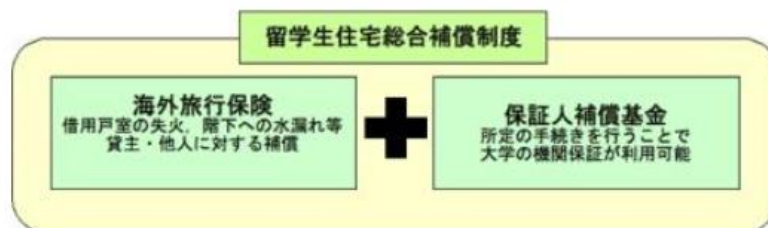
□ マイナンバーについて □

- ・2015年10月からマイナンバー制度が始まりました。留学生の皆さんには転入のあと割り当てられます。後日自宅に郵送されます。この番号は社会保障等のために割り振られますが、パスポートに次ぐ重要な個人番号となります。なくさないように厳重に管理してください。管理は自己責任です。十分に気をつけましょう。原則として、大学ではマイナンバーを収集することはありません。

□ 留学生住宅総合補償 □

みなさんが留学生住宅総合補償に加入することにより、大阪電気通信大学が連帯保証人（機関保証）になることができます。

申し込み手続きは、本学が行います。



アルバイトについて

経済的な事情でアルバイトが必要な場合は、「資格外活動許可」を得ることで、1週につき28時間以内（長期休業期間にあるときは1日につき8時間以内）での活動が認められます。許可を得ずアルバイト等をした場合は、処罰の対象になりますので十分に注意してください。

★資格外活動（アルバイト）の条件★

1. 留学中の学費、その他必要経費を補う目的であること。
2. 1週28時間以内とし、夏期・冬期・春期の休暇期間は1日の労働時間8時間以内とする。
3. 学業に支障がなく、かつ留学生として適当な業務内容であること。
4. 風俗営業等取締法適用業種にかかわるものではなく、法令または公序良俗に反する恐れがないものであること。

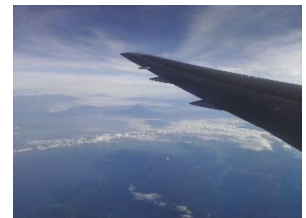
●租税条約について

日本と「租税条約」を結んでいて、留学生のアルバイト収入に関する免税条項を持つ国（アメリカ、中国、韓国など）があります。これらの国から来日した留学生は、条件の範囲内であれば、アルバイトをしても、税金が免除される場合があります。免除を受けるには、「租税条約に関する届出書」をアルバイト先に提出する必要がありますので、雇用主に確認してください。詳細は、学務課・四條畷学務課にお問い合わせください。なお、申請の際には、学生証・パスポート・在留カード・本人の住民票・（原本）などが必要です。なお、大学院生がTA（ティーチング・アシスタント）等、学内で就労する場合、学務課・四條畷学務課より4月中に連絡しますので、指定された手続きを行ってください。

一時帰国や、他の国に旅行するときは？

在留期間中に一時帰国や海外旅行で日本を離れるときは、「一時帰国・海外旅行届」を必ず事前に提出・申請してください。

提出先：
寝屋川キャンパスの学生は学務課
四條畷キャンパスの学生は四條畷学務課
国際交流特別入試で入学した留学生及び学術交流協定校からの留学生は
国際交流センター事務室



注意！！ 夏休み・春休み以外でも、日本を出国する際は事前に連絡をすること。

無断で出国しないでください！！

緊急時の連絡について

警察 犯罪・盗難・交通 事故の通報

TEL: 「110」 (無料)

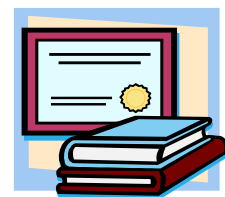
消防署 火事・救助・救急の通報

TEL: 「119」 (無料)



4. 在留資格に関する手続き

在留期間の更新について



皆さんは留学生ですので、日本への在留については出入国在留管理庁にその旨申請し「在留許可」を得ています。在留資格には期限があり期限を越えて滞在していると「不法滞在」とみなされ、強制帰国させられてしまいます。留学生の皆さんが本学で勉強する期間は4年間ですが、在留資格の許可を受けている期間は2年3ヶ月となっていますので在学期間中に在留期間の期限が到来する学生は更新手続きが必要となります。

(留学生が日本に在留を許可される期間は、出入国在留管理庁が、1年、1年3ヶ月、2年、2年3ヶ月のいずれかと決定しています)。

そこで、みなさんは在留期間が満了するまでに、大阪出入国在留管理局にて更新手続きを行わなければなりません。**期間満了の日の3ヶ月前から手続きできます。**申請から許可まで、最大約2ヶ月かかることがあります。

● 手続きに必要なもの・・・

- ① 出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼
- ② 在留期間更新許可申請書
- ③ 在留カード
- ④ 在学証明書及び成績証明書
- ⑤ パスポート
- ⑥ 手数料 4,000円 (収入印紙※で納入) ※郵便局で購入できます。

次のページで、上記を含む主な手続きについてご案内します。

各自で、期限までに、必要な手続きを行ってください。

**ざいりゅうてつづ かんけいちらん
在留手続き関係一覧**

●私費留学生の方は学務課(寝屋川キャンパス)・四條畷学務課(四條畷キャンパス)へ、国際交流特別入試・協定校の入学者は国際交流センターへ、それぞれ申し出てください。

目的	申し出窓口	提出書類	提出先	変更の届出先 (14日以内)
在留期間の更新	学務課 四條畷学務課 (国際交流センター)	<p>■出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>①在留期間更新許可申請書</p> <p>②写真(縦4cm×横3cm、3ヶ月以内に撮影されたもの)</p> <p>③パスポート</p> <p>④在留カード</p> <p>⑤在学証明書及び成績証明書</p> <p>⑥研究内容についての証明書(研究生)</p> <p>⑦履修科目及び時間数を記載した履修届出写し等の証明書(科目履修生)</p> <p>⑧申請人の日本在留中の経費支弁能力を証する文書(適宜)</p> <p>※許可される時は手数料 4,000円が必要です。 (収入印紙で納入)</p>	学務課又は四條畷学務課(国際交流センター)	○市役所及び学務課四條畷学務課(国際交流センター)
アルバイト	学務課 四條畷学務課 (国際交流センター)	<p>■出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>①資格外活動許可申請書</p> <p>②パスポート</p> <p>③在留カード</p>	大阪出入国在留管理局へ提出してください。	学務課四條畷学務課(国際交流センター)
卒業後の求職活動	学務課 四條畷学務課 (国際交流センター)	<p>■出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>①在留資格変更許可申請書</p> <p>②写真(縦4cm×横3cm、3ヶ月以内に撮影されたもの)</p> <p>③パスポート</p> <p>④在留カード</p> <p>⑤申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書(適宜)</p> <p>⑥卒業見込証明書(卒業証書[写し]または卒業証明書)</p> <p>⑦継続就職活動についての「推薦状」</p> <p>⑧継続就職活動を行っていることを明らかにする資料</p> <p>※許可される時に手数料4,000円が必要です。 (収入印紙で納入)</p>	学務課又は四條畷学務課(国際交流センター)で提出書類を確認後、	○市役所
一時帰国	出入国在留管理局で直接手続きを行ってください。	<p>①再入国許可申請書</p> <p>②パスポート</p> <p>③在留カード及び学生証</p> <p>④手数料(1回限り:3,000円、数次有効:6,000円) (収入印紙で納入)</p>	在留管理局 大阪出入国	

必ず在学中に
手続きすること!

5. 相談窓口の案内

事務室の案内

寝屋川キャンパス

内容	窓口	場所
履修・成績など、勉強について	学務課	A号館1階
授業料・奨学金について		
アルバイトの紹介		
住所変更・保証人変更など各種変更の届出		
在留期間更新・変更など 在留関係手続き	医務室	A号館1階
健康・体調について		
日常生活全般における悩みの相談	学生相談室	J号館6階
就職について	寝屋川就職課	A号館1階
その他、質問や相談について	国際交流センター	A号館1階 ※授業期間中の毎週火曜日のみ

四條畷キャンパス

内容	窓口	場所
履修・成績など、勉強について	四條畷学務課	1号館1階
授業料・奨学金について		
アルバイトの紹介		
住所変更・保証人変更など各種変更の届出		
在留期間更新・変更など 在留関係手続き	医務室	1号館1階
健康・体調について		
日常生活全般における悩みの相談	学生相談室	1号館1階
就職について	四條畷就職課	1号館1階
その他、質問や相談について	国際交流センター	10号館105